長野県歯科口腔保健推進県民会議開催要綱

（目　的）

第１　長野県歯科口腔保健推進条例の具現化を図るための歯科口腔保健推進計画（以下「計画」という。）を策定する上で有識者の意見を聴くとともに、県の歯科口腔保健に関する取組を県民運動として実践し、その推進を図るため、長野県歯科口腔保健推進県民会議（以下「会議」という。）の開催に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、会議は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第２　会議は、次の事項について意見を聴くものとする。

（１）計画の策定に関すること。

（２）計画の推進、普及啓発に関すること。

（３）計画の評価、見直しに関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

（構　成）

第３　会議は、委員 25 人以内で構成する。

２　会議は、保健、医療、学校保健、医療保険者、職域保健等関係機関・団体の代表者、事業者、高齢者及び障がい者の関係者、学識経験者、住民の代表及び行政関係者等で構成する。

３　会議は、学識経験者、関係機関・団体職員、行政関係職員等構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

（開催期間）

第４　会議は令和 12 年３月 31 日までの間、開催するものとする。

（座　長）

第５　会議に座長を置く。

（補　則）

第６　この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附　則）

この要綱は、平成 23 年４月 12 日から適用する。

平成 26 年４月１日　　一部改正

令和元年８月 30 日　　一部改正

令和３年４月１日　　一部改正

令和４年１月１日　　一部改正

令和５年 11 月 28 日　一部改正

令和８年２月 25 日　　一部改正